

第 2 0 5 回

日本司法支援センター審査委員会

議事録

第205回
日本司法支援センター審査委員会
議事次第

1 日時

令和8年2月13日（金）午後1時29分～午後2時59分

2 場所

中野坂上ハーモニータワー8階 日本司法支援センター 役員会議室

3 議題

法律事務取扱規程の変更について

契約弁護士等に対してとる措置について

午後 1 時29分開会

○高橋委員長 205回審査委員会を開催いたします。

本日は、山本委員が御欠席、やむを得ない会合がありまして。それから、岡本委員が少し別の会合があるので遅れるということですが、いらっしゃるということです。しかし、現在7人いらっしゃいますから、定足数に問題はありません。

では、配布資料の確認をお願いいたします。

○事務局 資料を確認させていただきます。

初めに、招集通知と共にお送り差し上げた資料の差し替えが発生しましたこと、おわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

本日の審議予定ですが、法律事務取扱規程の変更と通常案件4件がございます。令和7年審第32号、資料1、1－1、令和7年審第26号、資料2、2－1、令和7年審第27号、資料3、3－1、令和7年審第28号、資料4、4－1、令和7年審第29号、資料5、5－1、措置案件については参考措置例を机上配布しております。

資料は以上です。

○高橋委員長 確認いたしますと、本日は大きく二つございまして、一つは法律事務取扱規程の変更という件、もう一つは契約弁護士等に対してとる措置ですが、これは5件ということになります。

それでは、最初に法律事務取扱規程第15条に基づく云々のこの規程の変更について、資料1と1－1ですが、御説明をお願いいたします。

○水島室長 ありがとうございます。委員長、すみません、林部付についてご承認を。

○高橋委員長 前回も御承認いただきましたが、担当がそういう部署だということで。

御説明をお願いいたします。

○水島室長 では、資料1を御覧ください。今回、法律事務取扱規程第15条に基づき、法律事務取扱規程の変更について付議をさせていただきました。

変更の内容につきましては、資料1－1、こちら改正前と改正後と書かれた表を御確認ください。

改正後の部分については、第5条の2の第2項の3号、減給という部分についての括弧書き、労働基準法（昭和22年法律第49号）第91条の制限を超えない範囲内で給与を減額するということ、そして第4号において戒告という形での変更、この2点の変更についてご審議いただきたいと存じます。

変更の理由につきましては、まず1点目、懲戒処分としての減給については、労働基準法第91条においてその額及び範囲に関する制限が定められているところを、現行規定は当該制限との関係で同法に適合しないことから、同法第91条の制限を超えない範囲で減給を行う旨を明確化し、同法に適合するよう所要の改正を行う必要があるということでございます。

2点目は、常勤弁護士に対する措置がセンター職員に対する職員就業規則上の懲戒処分との均衡を図る観点から整理する必要があるところ、同規則における最も軽度な懲戒処分は戒告であることから、現行は「注意」となっておりますけれども、これを「戒告」という文言に改める必要があるということがその理由でございます。参考条文等は裏面に記載をしています。特に1点目の減給の部分に関しては、労働基準法第91条に書かれているわけですが、現行の減給の規定については、同法以上に減額ができるかのような、かつ、継続的にできるかのような記載となっているとの指摘がございました。改めて担当課で確認をしたところ、やはり修正が必要であるということで、今回の改正の付議に至ったということでございます。

戒告に関しても、以前の審査委員会で「注意」に関する議決があったことに御記憶のある委員の方もいらっしゃると思いますが「戒告」という名前を付すこととし、注意等に関する処分については、措置以外で対応する方法として別途設けていくことを念頭に置いております。

以上、御説明させていただきました。もし補足等があれば、林部付、いかがでしょうか。

○林部付 現時点でございません。ありがとうございます。

○水島室長 以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高橋委員長 規程の改正でございます。

審査委員会の意見を求められましたが、いかがでしょうか。

はいどうぞ、小林委員。

○小林委員 改正前は1年以下の期間となっています。今度、期間がなくなりますね。それは実務的に影響は受けないんですか。

○水島室長 特段影響は受けないと……

○小林委員 ないですか。

○水島室長 受けないものと思慮いたします。

○高橋委員長 もう運用上はそうしていたということですから。

○小林委員 ただ、理屈の上では1年を超えてずっとということはあるわけですね。

○水島室長 いえいえ。

○小林委員 あり得る。

○水島室長 今回の改正としては、労働基準法91条の減給は1回の額が平均賃金の1日分の半額を超え、総額が賃金の支払金における賃金の総額の10分の1を超えてはならない、との規定に沿うような改正を行うことを目的としておりますので、期間でみるのではなく、あくまでも1事案について1回の減給にとどまることとなります。

○林部付 1事案に1回で。

○水島室長 ということですね。1事案について1回の減給という意味では、本来、労働基準法としては、1年ずっと減給できるという方式にはなっていないという点がございます。逆に言えば、今の現行規程ではなし得るところが、行き過ぎているのではないかとの判断でございました。

○土屋委員 ちょっと一つだけなんですけれども、これ改正が行われたとした場合に、非常に軽いケースなんかについては口頭で注意するということもあるとは思いますが、注意という言葉は一切なくなるんですか、それとも、そういう形での非常に軽い人に対して口頭で何か指示したいという、処分とは言えないでしょうけれども、そういうものはなくなるわけではないんですよね。

○水島室長 そうですね。おっしゃるとおりです。常勤弁護士に関する規程では、措置ではない形での「注意」をはじめ、ほかの類型を別途設けるとの改正も進めております。したがって、措置は「戒告」以上の処分を取り扱い、それに至らないものについては「注意」やそのほかの対応をとる、すなわち制裁のバリエーションが増えるとの理解でございます。

○土屋委員 分かりました。

○平出委員 ちょっと質問でよろしいでしょうか、念のためなんですけれども。ちょっと労働基準法の読み方を私ちょっと不勉強で申し訳ないんですが、これ超えているというのは、先ほどの説明だと1年以下の期間とされているのは超えているということで、そのほかにその減給は1日分の半額を超え云々という部分もありますよね。この部分との関係ってどういうふうに理解すればよろしいんですか。

今、例えば勤務弁護士さんが例えば月々、ちょっと幾らか分かりませんが、例えば分かりやすく月100万とした場合に、10分の1を超えちゃいけないから、10万円を超えてはいけなくて、その1日分の半額を超えというのは、そういう場合どういうふうに適用されるんですか。

○水島室長 この点は少し林部付からご説明いたします。

○林部付 労働基準法になりますと、1日分の給与の半額でしたっけ。労働基準法が、1回の額が平均賃金の1日分の半額ですので、1か月の給料を計算式で割りまして、1事案について

その平均日額の半額を超えてはならないということで……

○平出委員 ならないって、そういうことになるの。

○林部付 はい。そういうことなので、大変低い額になります。

○平出委員 そうすると、10分の1だから、超えることはまずないということですよ、普通に考えれば。

○谷萩委員 何件もされた場合ですね。

○高橋委員長 そうそう。何件も……

○谷萩委員 何件もあった場合に。

○平出委員 そうか。

○高橋委員長 そう。1回の額と総額。

○平出委員 1回の額がって、そういうふうに読むんですね。

○高橋委員長 総額と1回の額。

○平出委員 分かりました。

○高橋委員長 変更審査委員会としても別に異存はないということでよろしいでしょうか。

これも議決はあるわけですね。分かりました。変更することを相当と議決したという、そういうことですね。

○高橋委員長 それでは、措置の案件に移ります。

最初は資料2でございますが、審第26号説明をお願いします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和7年審第26号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 次は、資料3の令和7年審第27号、説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和7年審第27号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 それでは、次の資料4の令和7年審第28号、説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和7年審第28号）の審議部分については、審査

委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 では、次が資料5、令和7年審第29号、お願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和7年審第29号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 それでは、本日の議事は以上でございます。

今後の予定についてお願いいたします。

○事務局 今後の予定について御案内いたします。

次回3月の審査委員会は3月13日金曜日、午後1時30分からを予定しております。審議いただく案件は、新件2件がございます。

資料につきましては、準備ができ次第、招集通知と併せて郵送いたしますので、御確認ください。

事務局からは以上です。

○高橋委員長 それでは、本日は以上でございます。

どうもありがとうございました。

午後2時59分閉会